

# 税負担の公平性を確保するため

# 税金の滞納は許しません

福祉や保健、教育、防災、ごみ処理などの行政サービスは、皆さんの納める税金で賄われています。

税金を滞納することは、税負担の公平性を欠くほか、町の財政を圧迫し、皆さんに提供するサービスが低下する恐れもあります。

町では、十分な資力がありながら納付しない滞納者に対して、滞納処分を積極的に行い、滞納の解消を図っています。

### ※滞納処分とは

町が滞納者の財産を差し押さえることです。事前の連絡や同意は必要ありません。これまでも法令に基づ

き財産の差し押さえを実施してきましたが、今後も引き続き調査の徹底・差し押さえを実施します。

### ◎差し押さえ対象財産の例

- ・ 預貯金（銀行等の預金）
- ・ 給与（月給・賞与）
- ・ 生命保険（給付金・解約返戻金など）
- ・ 不動産（土地・家屋）
- ・ 動産（自動車・バイクなど）

### ■国民健康保険税

#### を滞納すると…

財産差し押さへのほか、財産差し押さへのほか、保険証の有効期限の短い『短期被保険者証』や、医療機関窓口で医療費の全額を一時負担する『被保険者資格

証明書』が、保険証の代わりに発行されます。

### ■便利で確実な口座振替を

口座振替は、自動的に指定口座から引き落としになるため、役場や銀行等の窓口へ足を運ばなくて済みます。ぜひご利用ください。

### ■夜間の窓口延長

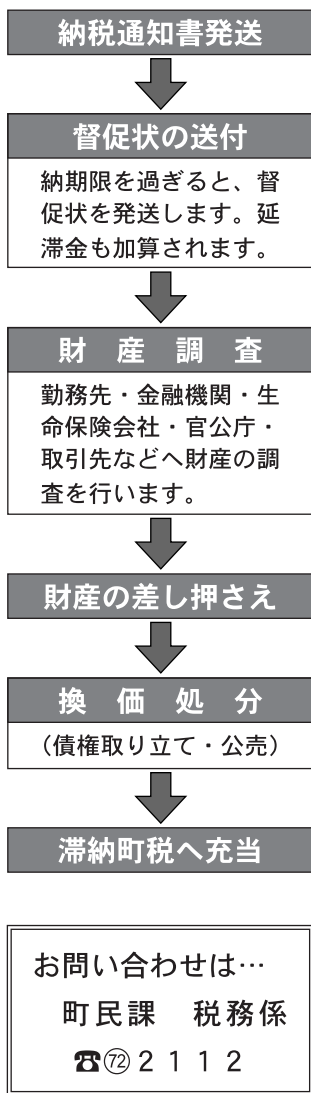
平日の日に税金等を納めることが難しいときは、夜間窓口延長をご利用ください。

\*毎週火曜日 夜7時まで

### ■納税困難なときは相談を

失業や病気などで期限内の納税が困難な場合は相談してください。

### ■滞納処分の流れ



## 国民健康保険税 介護保険料

## 普通徴収の納期変更のお知らせ

平成30年度より、国民健康保険税と介護保険料の普通徴収の納期が変更になります。

これまでの納期は暫定賦課3期分を含め10期でしたが、今回、暫定賦課が廃止され、8期となります。期数が減少したことにより、1期当たりの納付額は増額されますので、口座振替をご利用の方は、残高不足等にご注意ください。詳細は下記のとおりです。

	H30.4	H30.5	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3
	暫定賦課			本算定賦課								
変更前	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		
変更後				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

お支払いには口座振替が便利です。お支払い等に関するお問い合わせは下記までお願いします。

- 国民健康保険税 町民課税務係 ☎2112
- 介護保険料 保健福祉課介護保険係 ☎1603